

(平成31年2月19日提出)

平成31年2月議会定例会議案
(平成30年度分)

新 潟 市

平成31年2月議会定例会議案（平成30年度分）

目 次

議案第150号	平成30年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第151号	平成30年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算	12
議案第152号	平成30年度新潟市介護保険事業会計補正予算	15
議案第153号	平成30年度新潟市公債管理事業会計補正予算	18
議案第154号	平成30年度新潟市下水道事業会計補正予算	21
議案第155号	平成30年度新潟市病院事業会計補正予算	24
議案第156号	新潟市農業成長産業化基金条例の制定について	25
議案第157号	新潟市ひまわりクラブ条例の一部改正について	27
議案第158号	新潟市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正について	28
議案第159号	新潟市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について	30
議案第160号	新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	31
議案第161号	契約の締結について	33
議案第162号	指定管理者の指定について	34
議案第163号	指定管理者の指定について	35

議案第150号

平成30年度新潟市一般会計補正予算（第8号）

平成30年度新潟市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,173,006千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ396,536,379千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加、変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

平成31年2月19日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		131,596,997	891,424	132,488,421
	1 市民税	63,543,041	765,793	64,308,834
	2 固定資産税	48,410,210	125,631	48,535,841
8 地方消費税交付金		14,390,543	301,748	14,692,291
	1 地方消費税交付金	14,390,543	301,748	14,692,291
14 地方交付税		54,012,750	166,013	54,178,763
	1 地方交付税	54,012,750	166,013	54,178,763
19 国庫支出金		61,326,242	1,725,490	63,051,732
	1 国庫負担金	47,670,022	367,309	48,037,331
	2 国庫補助金	13,337,816	1,358,181	14,695,997
20 県支出金		18,179,114	364,029	18,543,143
	1 県負担金	12,152,445	152,443	12,304,888
	2 県補助金	4,336,040	61,608	4,397,648
	3 委託金	1,540,629	149,978	1,690,607
22 寄附金		371,400	100,000	471,400

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 寄附金	371,400	100,000	471,400
24 繰越金		1,725,449	839,502	2,564,951
	1 繰越金	1,725,449	839,502	2,564,951
26 市債		57,229,700	1,784,800	59,014,500
	1 市債	57,229,700	1,784,800	59,014,500
歳入合計		390,363,373	6,173,006	396,536,379

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		42,879,971	1,000,667	43,880,638
	1 総務管理費	38,624,359	715,094	39,339,453
	3 戸籍住民基本台帳費	460,080	12,505	472,585
	4 選挙費	544,566	273,068	817,634
3 民生費		115,624,272	769,273	116,393,545
	1 社会福祉費	10,416,913	39,231	10,456,144
	2 児童福祉費	42,425,931	74,237	42,500,168
	3 障がい福祉費	20,747,043	655,805	21,402,848
4 衛生費		25,946,072	537,025	26,483,097
	1 保健衛生費	15,036,857	537,025	15,573,882
6 農林水産業費		6,480,933	352,400	6,833,333
	1 農業費	3,219,712	112,000	3,331,712
	2 農地費	2,646,126	240,400	2,886,526
8 土木費		50,592,376	3,364,064	53,956,440
	2 道路橋りょう費	21,772,381	3,324,503	25,096,884

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 港湾空港費	482,023	39,561	521,584
10 教育費		67,259,392	188,100	67,447,492
	2 小学校費	31,184,929	82,900	31,267,829
	3 中学校費	17,277,922	105,200	17,383,122
11 公債費		44,070,185	228,852 267,375	44,031,662
	1 公債費	44,070,185	228,852 267,375	44,031,662
歳 出 合 計		390,363,373	6,440,381 267,375	396,536,379

第2表 継続費補正

1 変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 教育費	2 小学校	新通小学校分離新設校建設事業	3,182,000	平成30年度	917,000	2,922,000	平成30年度	877,000
				平成31年度	2,265,000		平成31年度	2,045,000

第3表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	電子申請・届出システム事業	47,000
		文書管理システム事業	127,000
		情報システム最適化推進事業	112,000
		音楽文化会館補修事業	78,023
		防災情報システム機能強化事業	49,000
	3 戸籍住民基本台帳費	住民記録システム改修事業	12,505
	4 選挙費	県議会議員選挙費	142,410
		市議会議員選挙費	123,090
3 民生費	1 社会福祉費	母子福祉システム改修事業	15,930
	2 児童福祉費	児童相談所システム再構築事業	18,000
		保育料システム運用事業	4,435
		ひまわりクラブ整備事業	142,740
	3 障がい福祉費	障がい福祉サービスシステム事業	8,389
		障がい福祉施設整備事業	4,200
	5 老人福祉費	特別養護老人ホーム整備事業	143,830
		グループホーム整備事業	37,000
		小規模多機能型居宅介護拠点整備事業	81,500
	4 衛生費	1 保健衛生費	感染症予防関連費
保健所情報システム再構築事業			150,325
予防接種費			148,000
6 農林水産業費	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	12,000
		元気な農業応援事業	48,598
		新潟県農林水産業総合振興事業	16,726
	2 農地費	県営かんがい排水事業費負担金	9,500
		県営農地防災排水事業費負担金	30,600
		県営地盤沈下対策事業費負担金	8,800
		県営ため池等整備事業費負担金	7,200
		県営基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金	17,000

款	項	事業名	金額
		県営ほ場整備事業費負担金	167,300
	3 水産業費	漁港整備事業	154,924
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう事業	7,421,479
	4 都市計画費	市街地再開発促進事業	832,341
		新潟駅周辺地区整備事業	2,445,483
		街路事業	287,836
	5 公園緑地費	公園緑地事業	168,200
	6 都市排水応急対策費	雨水排水対策事業	20,600

2 変 更

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前	補 正 後
			金 額	金 額
8 土木費	7 建築費	公共建築物保全適正化推進事業	500,000	515,000
10 教育費	2 小学校費	大規模改造事業	4,329,000	4,451,900
	3 中学校費	大規模改造事業	2,076,000	2,181,200

第4表 債務負担行為補正

1 変更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
(仮称)市役所ふるまち庁舎整備事業 用財産取得契約	平成31年度	4,423,408	平成31年度から 平成33年度まで	4,423,408

第5表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育所整備事業費	477,100	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に	482,700	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に
ひまわりクラブ整備事業費	320,000	又は債券	利率見直し方式で借り入れる場合	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法	349,200	又は債券	利率見直し方式で借り入れる場合	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法
障がい福祉施設整備事業費	7,200	発行(他)	で、政府資金及び地方公共団体金	により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であって	8,600	発行(他)	で、政府資金及び地方公共団体金	により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であって
県営土地改良事業費負担金	257,000	の地方公共団体と	融機構資金	も繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利	497,400	の地方公共団体と	融機構資金	も繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利
道路橋りょう整備事業費	10,968,400	共通発行を含む	率の見直しを行った後	に借り換えることができる。	12,339,600	共通発行を含む	率の見直しを行った後	に借り換えることができる。
新潟空港整備事業費負担金	101,800	の共通発行を含む	率の見直しを行った後	に借り換えることができる。	137,400	の共通発行を含む	率の見直しを行った後	に借り換えることができる。
小学校校舎屋体建設事業費	942,700	行を含む	においては、当該見直し後の利率)		874,000	行を含む	においては、当該見直し後の利率)	
小学校大規模改造事業費	3,761,100	。)			3,852,700	。)		
中学校大規模改造事業費	1,781,700				1,860,200			

議案第 151 号

平成 30 年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第 5 号）

平成 30 年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 724,309 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 75,153,765 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 31 年 2 月 19 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		51,972,688	724,309	52,696,997
	1 県補助金	51,972,688	724,309	52,696,997
歳入合計		74,429,456	724,309	75,153,765

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		51,297,111	724,309	52,021,420
	1 療養諸費	44,880,480	573,496	45,453,976
	2 高額療養費	6,199,611	150,813	6,350,424
歳 出 合 計		74,429,456	724,309	75,153,765

議案第 152 号

平成 30 年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第 4 号）

平成 30 年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 128,361 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 79,510,174 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 31 年 2 月 19 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		17,878,581	128,169	18,006,750
	2 国庫補助金	4,965,043	128,169	5,093,212
6 財産収入		172	192	364
	1 財産運用収入	172	192	364
歳入合計		79,381,813	128,361	79,510,174

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		172	128,361	128,533
	1 基金積立金	172	128,361	128,533
歳 出 合 計		79,381,813	128,361	79,510,174

議案第 153 号

平成 30 年度新潟市公債管理事業会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度新潟市の公債管理事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 38,523 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73,289,462 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 31 年 2 月 19 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		51,872,788	228,852 267,375	51,834,265
	1 他会計繰入金	44,050,185	228,852 267,375	44,011,662
歳入合計		73,327,985	228,852 267,375	73,289,462

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		73,327,985	300,000 338,523	73,289,462
	1 公債費	73,327,985	300,000 338,523	73,289,462
歳 出 合 計		73,327,985	300,000 338,523	73,289,462

議案第154号

平成30年度新潟市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成30年度新潟市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成30年度新潟市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第3号中「管渠、ポンプ場及び処理場等整備事業 17,091,518千円」を「管渠、ポンプ場及び処理場等整備事業 16,608,460千円」に改める。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額11,885,905千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額11,877,387千円」に、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額863,853千円」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額849,216千円」に、「当年度利益剰余金処分額431,075千円」を「当年度利益剰余金処分額437,194千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	26,077,557	△483,058	25,594,499
第1項 企業債	17,835,600	△199,100	17,636,500
第2項 国県補助金	5,483,265	△283,958	5,199,307

支 出

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	37,949,384	572,849 △1,050,347	37,471,886
第1項 建設改良費	18,161,545	567,289 △1,050,347	17,678,487
第3項 国県補助金返還金		5,560	5,560

(債務負担行為)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、
次のとおり補正する。

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道維持管理事業	平成31年度	30,000

廃 止

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
白山下水道橋耐震補強工事	平成31年度から 平成32年度まで	355,200
横越排水区雨水調整池他築造工事	平成31年度	330,000
中部下水処理場汚泥処理棟受変電設備工事	平成31年度	294,000
中部下水処理場ガスタンク設備工事	平成31年度	332,500
中部下水処理場汚泥脱水機設備工事	平成31年度	500,000

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた公共下水道建設事業及び特定環境保全公共下水道建設事業に係る企業債について、その限度額を次のように改める。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
公共下水道建設事業	11,274,600	11,090,900
特定環境保全公共下水道建設事業	456,900	441,500

平成31年2月19日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 155 号

平成 30 年度新潟市病院事業会計補正予算（第 4 号）

（総則）

第 1 条 平成 30 年度新潟市病院事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 30 年度新潟市病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 （単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 市民病院事業費用	24,939,164	400,388	25,339,552
第 1 項 医業費用	24,097,166	400,388	24,497,554

平成 31 年 2 月 19 日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 1 5 6 号

新潟市農業成長産業化基金条例の制定について

新潟市農業成長産業化基金条例を次のように制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 1 9 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市農業成長産業化基金条例

(設置)

第 1 条 本市の農業分野の人材育成並びに農業及び農業に関連する産業の成長に資するため、新潟市農業成長産業化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認める場合は、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 農業分野の新たな取組に資する人材育成に係る事業の経費の財源に充てる場合

(2) 農業及び農業に関連のある産業であって、6次産業化若しくは農商工連携又は

それらに関連する産業に資する事業の経費の財源に充てる場合

(3) 前2号に規定する事業のほか、農業及び農業に関連のある産業の成長に資する事業の経費の財源に充てる場合

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 157 号

新潟市ひまわりクラブ条例の一部改正について

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例

新潟市ひまわりクラブ条例（平成 5 年新潟市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表江南区の項中「新潟市江南区大淵 1948 番地 1」を「新潟市江南区大淵 1760 番地 1」に改め、同表西蒲区の項中「新潟市西蒲区松野尾 3032 番地 5」を「新潟市西蒲区松野尾 690 番地」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

議案第 158 号

**新潟市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正
について**

新潟市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 30 年新潟市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

医療法施行規則第 9 条の 8，第 9 条の 9，第 9 条の 12，第 9 条の 13，別表第 1 の 2 及び別表第 1 の 3，臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和 33 年厚生省令第 24 号）第 12 条並びに臨床検査技師，衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 18 年厚生労働省令第 75 号）附則第 2 条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師，衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和 33 年厚生省令第 24 号）第 12 条の規定は，介護医療院の管理者が次に掲げる業務を委託する場合について準用する。この場合において，医療法施行規則第 9 条の 8 第 1 項中「法第 15 条の 3 第 1 項第 2 号の病院，診療所又は前条の施設（施設告示第 4 号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院，診療所又は臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和 56 年厚生省告示第 17 号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第 4 号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務（新潟市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「基準条例」

という。)第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。)の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第2項中「法第15条の3第1項第2号の前条の施設(施設告示第4号に定める施設に限る。)における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、第9条の9第1項中「法第15条の3第2項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「基準条例第33条第3項第2号の規定による医療機器又は医学的処置」と、第9条の12中「法第15条の3第2項の規定による第9条の8の2に定める医療機器」とあるのは「基準条例第33条第3項第3号の規定による医療品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、第9条の13中「法第15条の3第2項の規定による医療」とあるのは「基準条例第33条第3項第4号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「新潟市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「新潟市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 159 号

新潟市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について

新潟市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例（昭和 41 年新潟市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「65 年」を「70 歳」に，「60 年」を「65 歳」に改める。

附 則

この条例は，平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

議案第160号

新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月19日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年新潟市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法」という。）」の次に「及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定」を加える。

第3条中「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）」を「令」に改め、「に規定する災害」の次に「又は新潟県災害救助条例（昭和39年新潟県条例第77号）が適用される災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）」を加える。

第7条に次の1号を加える。

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

第13条の見出し中「資金」を「保証人及び資金」に改め、同条中「資金は、」を「資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は」に、「3パーセント」を「1パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第13条に次の1項を加える。

3 第1項の保証人は、資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務には、令第9条の違約金を含むものとする。

第14条第1項中「年賦償還」の次に「，半年賦償還又は月賦償還」を加え，同条第2項中「年賦償還」を「償還」に改め，同条第3項中「，保証人」を削り，「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条，第3条及び第7条の改正規定並びに次項の規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成31年4月1日

(経過措置)

2 改正後の第3条及び第7条の規定は，前項第1号に掲げる施行の日以後に発生した災害により死亡した市民の遺族に対して支給する災害弔慰金の支給（災害見舞金の支給について準用する場合を含む。以下同じ。）について適用し，同日前に発生した災害により死亡した市民の遺族に対して支給する災害弔慰金の支給については，なお従前の例による。

3 改正後の第13条及び第14条第3項の規定は，附則第1項第2号に掲げる施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し，同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては，なお従前の例による。

議案第 161 号

契約の締結について

次のとおり協定を締結するものとする。

平成 31 年 2 月 19 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
塩俵橋架替工事の施行に係る協定	2,040,000,000 円	新潟市中央区新光町 4 番地 1 新潟県知事 花角 英世

議案第162号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成31年2月19日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市潟東体育館，新潟市潟東サルビアサッカー場	新潟市西蒲区三方1番地	潟東スポーツフィールド運営グループ	平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで

議案第163号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成31年2月19日提出

新潟市長 中原 八一

施設名	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
新潟市障がい者 デイサポートセン ター	新潟市中央区八 千代1丁目3番 1号	社会福祉法人新潟市 社会福祉協議会	平成31年4月1日 から 平成32年3月31 日まで